



平成 27 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 木 村 典 之
コ ー ド 番 号 6 3 1 0
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 長 鈴 木 文 利
(TEL. 03-5604-7709)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 25 年 11 月 19 日に施設工事の入札に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日当社は、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様やお取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、このような事態を厳粛に受け止め、さらに法令遵守の徹底に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

北海道を除く地域に所在する農業協同組合、地方公共団体等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び同施設に設置される設備機器の建設工事に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、当社従業員に対し独占禁止法遵守についての行動指針の周知徹底を図ること、当社内において定期的な研修・監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額	3 億 580 万円
納付すべき期限	平成 27 年 6 月 29 日

3. 今後の対応

(1) 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

- ・平成 25 年 11 月の立ち入り検査後、既に再発防止策を策定し実施しており、今後もこれをより一層定着させ、法令遵守の徹底を図ります。
- ・監査体制につきましても、平成 26 年 4 月に行った組織改正（施設事業部の外部からモニタリングする組織「施設監理室」の設置）により、監査体制をより一層強化してまいります。

(2) 役員報酬の一部返上

信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、代表取締役会長、社長をはじめ代表取締役は、月額報酬の 20%~10%の 1 ヶ月相当分を、それぞれ返上することといたしました。

4. 業績に与える影響

当該課徴金納付額につきましては、平成 27 年 3 月期第 4 四半期決算において、特別損失として計上する予定であります。なお、平成 27 年 3 月期通期連結業績予想につきましては、現在精査中であり、見通しがつき次第速やかに開示いたします。

以 上